

第 216回臨時国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.1

2024 年 12 月 19 日（木）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

12月19日(木)に、石破内閣誕生後、初めて質疑を行いました。場所は経済産業委員会、新たに大臣に就任された武藤容治経済産業大臣の所信表明を受けての質疑です。

1. 製造業での高卒人材の確保について

～熟練技術が要るものづくりに、若い人材が入って来ない。普通科の生徒にも、ものづくりの良さを周知してはどうか～

【政府答弁】

「人材の不足は、製造業の基盤を揺るがす重要な問題。工業高校、普通科高校含めて製造業を担う若手人材の育成確保にしっかり取り組む」

2. 価格転嫁について

～二次、三次の労務費の価格転嫁が進まないのは独禁法を気にしているから？～

【政府答弁】

「発注元が直接取引のない二次、三次受注者に対して価格転嫁を進めるよう要請すること自体は独占禁止法上又は下請法上問題とならない。価格転嫁には、むしろ積極的な呼びかけが極めて重要」
「具体的な数字を示すことは慎重であるべきで、違反するかどうか事前の相談を幅広く受け付けている」

～試作品の製作にかかった費用も価格転嫁の対象になる？～

【政府答弁】

「試作品の製作を依頼された場合、それに掛かったコストは当然、適切な価格転嫁の対象となる。費用が支払われていない、協議がされていない等の情報には、厳正に対処する」

～海外企業からの受注品に対して価格転嫁ができていない～

【政府答弁】

「適切な価格転嫁を実現するためには、各企業が生産性を向上させて、製品の競争力を磨き、外国企業との価格交渉力を高めることが重要。そのための経済対策支援も実施している」

※詳細は次頁以降、または You Tube をご覧ください。



1. 製造業の高卒人材確保

【課題認識】

- ・ものづくりでは熟練技術が必要で、その技術は長期間先輩に教えてもらいながら磨かれていくものだが、その技術を引き継ぐ若い人材が採用できなくなっている。
- ・近年では、普通科卒業者が作業現場で活躍するケースも増えており、工業高校以外にも、ものづくりの良さを周知すべきではないか。

村田:工業高校の求人倍率が、2011年には約4倍だったものが、2023年では20.6倍に上がってきている。この状況について大臣の見解は？

武藤経産大臣:この背景には、もちろん少子化による労働不足に加え、実習経験のある工業高校卒業生に対する企業側の需要の高まりといった事情があると考えている。技術を要する人材の不足は、我が国製造業の基盤を揺るがす重要な問題で、若手人材の育成、確保に、これからも更に全力で取り組んでいかなければいけないと思っている。

村田:工業高校で学んだスキルとは全く違う分野への就職を選ぶ生徒が増えている一方で、普通科卒業者が現場作業で活躍するケースも増えている。こうした高卒人材の確保に経済産業省としても取り組んでいただきたいと思うがいかがか？

武藤経産大臣:蓄電池やロボット等の分野で、経済産業省が橋渡しをしながら、工業高校とも連携をした産学官の人材育成コンソーシアムにて、教育プログラムの普及や産業界からの講師の派遣等を進めている。また、文科省のマイスター・ハイスクール事業や厚生労働省のものづくりマイスターの派遣等でも、高校等での職業人材育成に取り組んでいる。「こちらの方が給料がいい」とか、そういう学生さんの気持ちもあると思うが、工業高校、普通科高校含めて製造業を担う若手人材の育成確保にしっかり取り組んでいきたい。

2. 価格転嫁について

【課題認識】

- ・労務費の価格転嫁も進んではいるが、公正取引委員会が定期的を実施している特別調査の最新結果の中で、「受注者は、発注者に対してその全額を要請できずに実現可能な額に自ら抑えてしまっているのではないか」とのコメントがある。
- ・発注元が直接取引のない二次、三次受注者に対して価格転嫁するように要請することは独占禁止法の「優越的地位の濫用」にあたるのか。また、具体的な引き上げ幅や金額に言及することはどうか。
- ・自動車部品メーカーから、試作品に関する価格転嫁が全くされていないとの相談が寄せられている。
- ・海外企業からの受注品に関し、価格転嫁が全くできていないとの相談が昨年来寄せられている

村田:これまで労務費の価格転嫁ができていなかったために、発注者の意図を忖度して受注者が労務費上昇分の全額要求を遠慮してしまうことは問題だと思うがいかがか？

政府参考人:公正取引委員会としては、受注者が価格転嫁を十分に要請しやすい環境を整える必要があることは当然認識していることから、引き続き労務指針の周知徹底を更に進めるとともに、下請法についても、改正法案を早期に国会に提出することを目指して検討作業を加速させていきたい。

村田:発注元が、直接取引のない二次、三次メーカーに対して価格転嫁を行うよう要請することは可能か。独占禁止法に違反するのではないかとの理由で、声掛けをためらうという話を聞かすが、いかがか？

政府参考人:一般論として申し上げれば、発注元が直接取引のない二次、三次受注者に対して価格転嫁を進めるよう要請を行う、そのこと自体は独占禁止法上又は下請法上問題となるものではない。サプライチェーン全体で、労務費を始めとした原材料価格等の価格転嫁を進めていくためには、発注元が直接取引のない二次、三次受注者に対しても積極的に協議の場を設けるなど価格転嫁を呼びかけていただくことが極めて重要と考えており、引き続き、労務費転嫁指針の更なる周知徹底と、そして指針に基づく取組の徹底に取り組んでまいりたい。

村田:「何%、あるいはいくら労務費の価格転嫁をしなさい」というような、具体的な数字を言うのはどうか？

政府参考人:ここも一般論で申し上げると、価格について共同行為になるようなところというのは慎重であるべき。一般的な資料を使って、全般としてこういうような上昇率だという資料をお示しするとか、そういう工夫が必要ではないかと考える。

村田:今の話だと具体的な数字が明らかになると独禁法に抵触するかもしれない。サプライチェーンを遡るほど労務費の価格転嫁ができていないのは、こうした理由があるのではないか？

政府参考人:そういう観点から、独占禁止法上に違反するかどうか事前の相談を幅広く受けつけている。

村田:試作品も価格転嫁の対象となるのか？

政府参考人:受注者から試作品の製作を依頼された場合、原材料やエネルギー、労務費などのコストは、当然、適切な価格転嫁の対象となる。費用が支払われていない場合で、発注者と受注者の間において例えば十分に協議がないと、独占禁止法や下請法上問題となる可能性がある。公正取引委員会としても、その情報に接した場合には、厳正に対処する所存である。

村田:海外の企業から受注している日本企業から、価格転嫁が進まないとの相談が昨年に引き続きある。海外企業からの受注に関しても価格転嫁を進めていく必要があると考えるがどうか？

武藤経産大臣:中小企業から、外国法人との取引の中で価格交渉、価格転嫁が難しい声が上がっていることは承知している。外国法人からの受注取引に対し買ったたき等を規制する下請法を適用することは、域外の事実認定というものがあって、執行の面で困難な場合が多いんだと思う。

他方、経済産業省では、交渉に役立つ物価指数等の情報を公表しながら、交渉材料の提供を行っている。また、中小企業が適切な価格転嫁を実現するためには、各企業が生産性を向上させて、製品の競争力を磨き、外国企業との価格交渉力を高めることが重要であり、今般の経済対策においても、生産性向上、省力化投資支援の拡充、あるいは成長投資支援の新設などを盛り込んだところでもある。外国法人と取引を行う中小企業においては、こうした支援を活用しながら価格転嫁を実現していただきたい。

以上